

公的資金補償金免除繰上償還について

1 概要

国の平成19年度地方財政対策において、地方財政の健全化による将来的な国民負担を軽減するため、金利5%以上の旧資金運用部資金、旧簡易生命保険資金及び公営企業金融公庫資金の一部について、平成19年度～平成21年度の間、補償金免除の繰上償還(※)を認められた。

※通常の繰上償還の場合は、利払い予定相当額の補償金を支払う必要がある。

2 要件等

○対象団体等

財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画を策定した団体・公営企業

○対象となる残債

[普通会計債]

島根県は、H18年度決算で、実質公債費比率が18%以上であるため、年利5%以上の残債について繰上償還が認められた。

[公営企業債]

島根県は、H18年度決算で、実質公債費比率が15%以上、経常収支比率が85%以上であるため、年利7%以上の残債について繰上償還が認められた。

3 繰上償還計画

(単位：百万円)

区 分		H19	H20	H21	合 計
普通 会計	一般会計(5%以上)	843	4,170	2,065	7,078
	県営住宅特会(〃)	138	267	669	1,074
公営 企業	下水特会(7%以上)	750			750
	企業局(上水・工水、7%以上)	1,216			1,216

4 財政健全化計画

平成19年10月策定の財政健全化基本方針に基づく改革の具体的施策の推進

(1) 行政の効率化・スリム化

- ・総人件費の抑制(職員定員削減計画の上乗せなど)
- ・内部管理経費の縮減、外郭団体の見直し、公の施設の見直しなど

(2) 事務事業の見直し

- ・一般的な施策にかかる経費の一般財源総額の削減
- ・国庫補助公共事業費、県単独公共事業費の削減
- ・施設維持管理費などの経常経費等の一般財源総額の削減

など

(3) 財源の確保

- ・財政需要を勘案した課税自主権の活用などによる県税収入の確保
- ・使用料、手数料などの受益者負担の適正化
- ・地方税・地方交付税の充実に向けた国に対する働きかけ

など